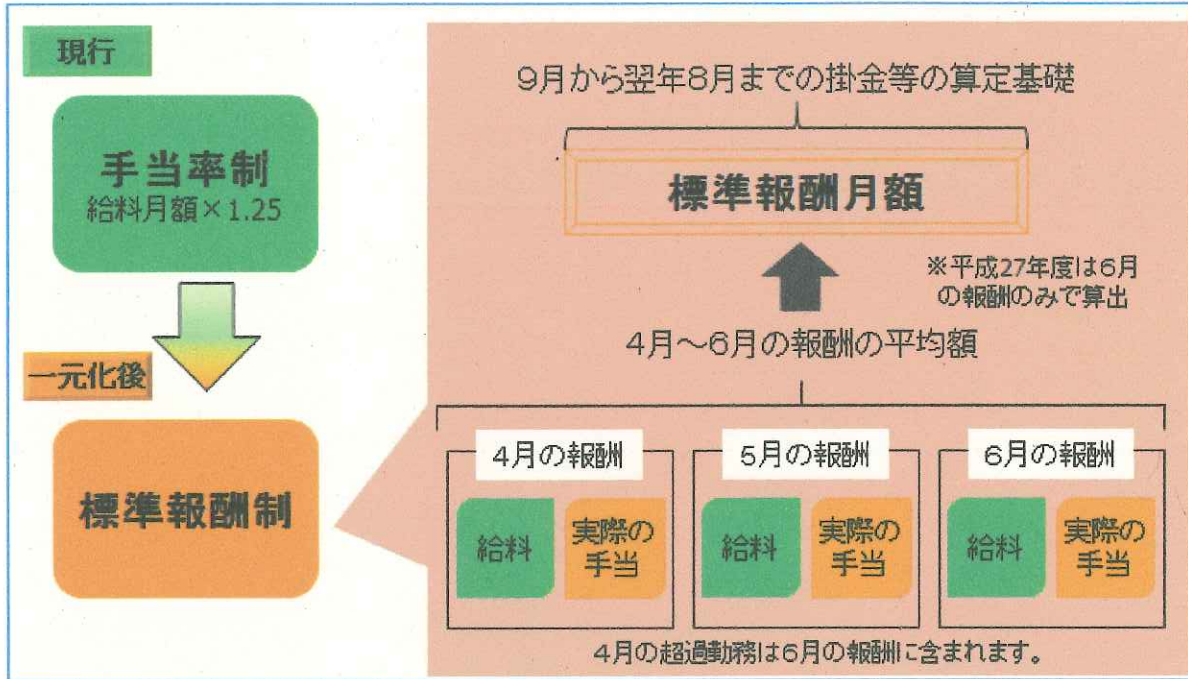


平成 27 年 10 月から掛金 (保険料) の計算方法が変更になります

現在、本市職員は共済年金に加入していますが、被用者年金の一元化に伴い、本年 10 月から厚生年金に加入することとなります。このため、組合員のみなさまの毎月の給与から控除する短期給付事業・長期給付事業・保健事業の掛金 (保険料) の算定基礎が、従来の「手当率制」から厚生年金と同じ「標準報酬制」に変更となります。



掛金 (保険料) の算定基礎となる「標準報酬月額」は、毎年4月から6月までの報酬 (給料月額+諸手当) の月平均額を等級表に当てはめて決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。

なお、制度移行期である本年度については、平成 27 年 6 月に支払われた報酬 (給料月額+諸手当) ※注に基づく「標準報酬月額」に掛金率を乗じて掛金 (保険料) を算出します。

※ 注「6月に支払われる報酬」のなかに5月以前の給与の追給・戻入分が含まれている場合は、その分を除き、本来支給される報酬で算定します。

<参考> 報酬の範囲

報酬	○ 給料 (給料表の給料月額)
	○ 諸手当のうち 扶養、地域、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務、超過勤務、通勤手当 (6か月定期は1か月相当で計算)、宿日直、管理職、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地手当 等
報酬とはならない例	○ 実費弁償的なもの (出張旅費、災害派遣手当 等) ○ 労務の対象とされない年金、共済組合・厚生会からの給付金 ○ 児童手当 ○ 退職手当

次号「共済時報 No.357」では、標準報酬制による掛金 (保険料) の額を試算したシートを掲載します。6月の給与明細で試算できますので、ぜひご活用ください。